

歯科技工所内容変更届

どんなときに

歯科技工所における下記の届出事項に変更があったとき。

【対象となる変更事項】

- 開設者の氏名・住所
- 歯科技工所名称
- 管理者の氏名・住所
- 従事者の増員・減員
- 従事者の氏名
- リモートワークを行う者・場所・連絡先
- 構造設備等

いつまでに

変更後 10 日以内。

届出に必要な書類

書類は正副 2 部提出してください。（1 部は保健所提出、1 部は開設者控え）

・歯科技工所内容変更届

- ・管理者である歯科医師又は歯科技工士の変更の場合、新たな管理者の免許証の写し
※免許証は本証も持参のこと
- ・業務に従事する歯科医師又は歯科技工士の変更の場合、新たな従事者の免許証の写し
※免許証は本証も持参のこと
- ・構造設備の変更の場合、変更前及び変更後の平面図
※平面図には各室の名称、寸法、設備等の位置を記載すること

注意・その他

- ・移転等による所在地の変更は「歯科技工所内容変更届」では手続きできません。別様式「**歯科技工所廃止届**」により現行の歯科技工所を廃止し、新たに「**歯科技工所開設届**」を提出いただく必要がありますので、ご注意ください。